

市第133号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

横浜市立下瀬谷小学校
横浜市立瀬谷小学校

を

横浜市立瀬谷小学校
横浜市立瀬谷さくら小学校

に、

横浜市立原小学校
横浜市立日向山小学校

を

横浜市立原小学校

に改める。

別表の2の表中

横浜市立青葉台中学校

を

横浜市立青葉台中学校

横浜市立あかね台中学校

に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立下瀬谷小学校及び横浜市立日向山小学校を新たに設置する横浜市立瀬谷さくら小学校に統合し、並びに横浜市立あかね台中学校を設置するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。